

大津市太陽光発電設備等の設置に係る工事検査の実施方法

1 適用範囲

この規程は、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（以下「条例」という。）第15条に規定する工事完了の検査（以下「完了検査」という。）及び条例に基づく工事の途中で必要な検査（以下「中間検査」という。）について適用し、この規程の他、「開発事業に係る工事検査の実施方法」を準用する。

2 検査の目的

- (1) 完了検査は、工事が条例許可等の内容に適合しているかどうかについて確認することを目的とする。
- (2) 工事施工の途中において必要と認められる工程に達した時及び必要がある場合に、中間検査を行う。中間検査は、工事が申請書等に基づき適正に施工されているかどうかを工事中に検査し、施工管理の状況、品質管理状況及び施工地区周辺との関連等を把握することを目的とする。

3 検査の実施方法

- (1) 事業が、条例許可と宅地造成等規制法（以下「宅造法」という）の許可を合わせて取得する事業である場合、造成行為等の完了時点において、宅造法許可に基づく工事完了の検査を行う。
- (2) 事業が、条例許可と宅造法許可とを合わせて取得する事業でない場合、条例許可に基づく工事のうち造成行為等を伴う事業については、太陽光発電設備等の設置工事に着手する前に、造成行為等の工事の中間検査を行う。この中間検査は、宅造法許可に基づく工事完了の検査と同様のものとする。
- (3) 太陽光発電設備等の設置工事を全て完了したときに、完了検査を行う。
- (4) 事業者は、太陽光発電設備等の設置に係る工事が完了したときは、すみやかに規則第14条の工事完了検査申請書（様式15号）を提出し、完了検査を受けなければならない。この申請書には、次項第1号の検査対象施設一覧表（A4版、任意の様式）を添付して検査を受けようとする範囲を明確にすること。
- (5) 中間検査は、工事の規模、工法に応じて検査員と打ち合わせの上、工事を指定し、適宜行うものとする。なお実施の時期は、検査員の指示によるものとし、事業者は実施の工程に達する概ね一週間前までに中間検査依頼書（別記様式第3号）を提出し、検査を受けなければならない。
- (6) 検査員は事業者等（設計者、工事施行者を含む）で工事内容を説明できる者に立会を求め、中間検査及び完了検査を実施する。
- (7) 完了検査は、事業者等が準備した関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行う。

(8) 主な検査項目は次のとおりとする。

- ① 事業区域の位置、面積、形態が条例許可の内容と合致していること。
- ② 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項に適合していること。
- ③ 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項に適合していること。
- ④ 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項に適合していること。
- ⑤ 雨水等の排水処理施設が許可の内容と合致していること。
- ⑥ 他の法律により、災害防止のための規制が行われている土地における設置工事の場合は、それぞれの法律に対応する対策が講じられていること。
- ⑦ その他条例許可の内容と適合していること。

(9) 太陽発電設備の出来形管理は次のとおりとする。

- ① 杭基礎の根入れ長は、設計値以上とすること。
(全数の測定結果の一覧表を作成し、検査時に提出のこと。)
- ② 直接基礎の規格値は、「開発事業に係る工事検査の実施方法」表-1 基礎工を準用する。

4 完了検査の準備

事業者等は完了検査の実施にあたり工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。

なお、主な準備内容は次のとおりとする。

(1) 工事完了検査申請書には次の図書を添付すること。

No.	図書の名称等	部数	摘要
1	検査対象施設一覧表	1部	A4版
2	工事写真(各工程写真)	1部	A4版
3	工事完了状況が確認できる写真	1部	A4版
4	事業区域の位置を示す図面	1部	
5	土地利用計画平面図	2部	
6	事業区域確定図	2部	
7	施工管理及び品質管理に関する資料	1部	
8	自主検査報告書(様式-検3)	1部	別記「開発事業に係る施工段階チェックシート」を参考に作成してください。

(2) 工事写真は、「大津市開発事業等工事写真整備要領」に基づき作成しておくこと。

5 定めのない事項

この検査の実施方法に定めのない事項については、下記の文献を参考にする等、あらかじめ担当職員と協議の上、決定すること。

- ・事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)[資源エネルギー庁(2022年4月)]
- ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン[太陽光発電システムの安全設計に関する検討委員会(2019年版)]

附則

この実施方法は、令和4年10月1日から施行する。